

小児新棟設計段階コンストラクション・マネジメント業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

小児新棟設計段階コンストラクション・マネジメント業務委託

(2) 業務目的

滋賀県立総合病院において令和12年度に供用開始を予定している小児新棟の整備について、設計プロポーザルにおける設計者の選定、設計事務所による設計業務、工事施工者の選定を遂行するため、次の課題へ対応することを主な目的とする。

- 小児新棟の設計における品質管理、工程管理およびコスト管理等
- 本館へ小児病棟を移転し手術機能等を集約するための改修工事との調整
- 療育センターおよび守山養護学校の改修工事との調整

(3) 業務内容

基本設計および実施設計マネジメント業務ほか

※別添「小児新棟設計段階コンストラクション・マネジメント業務委託仕様書」のとおり

(4) 事業概要

小児新棟の整備	延床面積 7,000 m ² を想定 ・ 共用部（休息・交流スペース、廊下等）2,000 m ² 程度 ・ 外来 3,500 m ² 程度 ・ 心理相談・保健指導 200 m ² 程度 ・ 検査 200 m ² 程度 ・ 放射線 400 m ² 程度 ・ スタッフエリア 300 m ² 程度 ・ その他 400 m ² 程度
主な内部改修工事	○HCU・MEセンター仮移転（本館7階） ICU・HCU改修に伴う一般病棟への仮移転 ○ICU・HCU改修（本館3階） 現HCU・MEセンターエリアでのICU・HCUの再編 ○透析センター・MEセンター改修（本館3階） ICU・HCUの再編に伴い、現ICUエリアに設置 ○小児病棟改修（本館9階） こども棟の病棟を移転集約するための改修（9A・9B病棟） ○手術室増設（本館3階） こども棟の手術を移転集約するための増設（1室） ○救急外来改修（本館1階） 小児患者の救急対応を実施するための改修 ※その他、渡り廊下（本館～療育センター）の整備もあり
療育センターの改修	令和10～11年度供用開始で改修内容を調整中
守山養護学校の改修	令和10年度供用開始を想定し改修内容を調整中

(5) 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 予定価格

41,987,000 円（消費税および地方消費税（10%）を含む。） ※令和 8・9 年度分の総額

3 参加者

公募

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・ 営業種目

大分類：役務 中分類：各種調査業務または医療関係業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

・ 滋賀県物品・役務電子調達システム

・ 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネジャー（CMr）として、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2022年7月改訂）」に記載の2：基本設計におけるマネジメント、3：実施設計におけるマネジメントのCM業務のうちいずれかの段階について、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する「病院」）のうち、病床（医療法第7条2項に規定する「一般病床」）の数が400床以上の病院の新築または増改築のコンストラクション・マネジメント業務を、令和3年度以降に受託し、かつ履行した実績を有する者であること。
- (6) 認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者）が5名以上所属しており、管理技術者として配置できること。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士5名以上の事務所であること。

5 配置予定技術者の要件

(1) 管理技術者および各分野の主任技術者の要件は次のとおりとする。

技術者	資格要件 (○いずれか必須)	業務実績要件
管理技術者 (総括責任者)	○CCMJ ○一級建築士	「4 参加資格」(5)に規定する CM業務を1件以上履行した 実績を有する者
主任技術者 (建築総合)	○CCMJ ○一級建築士	
主任技術者 (構造)	○CCMJ ○構造設計一級建築士	CM業務実績を有する者
主任技術者 (電気設備)	○CCMJ ○建築設備士 ○設備設計一級建築士	
主任技術者 (機械設備)	○CCMJ ○建築設備士 ○設備設計一級建築士	
主任技術者 (建築コスト管理)	○CCMJ ○一級建築士 ○建築コスト管理士 ○建築積算士	
主任技術者 (工事施工計画)	○CCMJ ○一級建築施工管理技士	

(2) 管理技術者(総括責任者)または主任技術者(建築総合)のいずれかは、CCMJの資格を有することを必須要件とする。

(3) 管理技術者および各分野の主任技術者の兼務は可とする。

(4) 管理技術者および主任技術者の経歴等に記入する業務実績については、各担当の実績要件を満たすことが確認できる業務実績を必ず記入すること。その上で、病院以外のCM実績を記入しても良い。ただし、病院のCM業務実績をより高く評価する。

(5) 評価の対象となる技術者資格は、以下のとおりとする。

CCMJ、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、施工管理技士、建築設備検査資格者、電気主任技術者、建築コスト管理士、建築積算士、CASBEE建築評価員、CFMJ認定ファシリティマネジャー、医業経営コンサルタント
※ 評価点は各担当分野によって異なる。

(6) 管理技術者および各分野の主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、発注者が、当該業務の管理技術者および各分野の主任技術者を不適切と判断したときは、受託者と協議の上、配置技術者の変更を要請する場合がある。

6 説明会

説明会は、開催しない。

7 参加申込書（様式1）等の提出

(1) 提出方法

「12 担当部署」に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火曜日）17時

(3) 提出書類

様式1から7については、別紙「提出書類記載要領」により作成すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| ア 参加申込書（様式1） | 1部 |
| イ 事業者概要書（様式2） | 5部 |
| ウ 業務実績（様式3） | 5部 |
| エ 配置要員経歴（様式4・5・6） | 各5部 |
| オ 配置技術者一覧（様式7） | 5部 |
| カ 付属書類 | 1部 |
- （ア）応募者の業務案内（リーフレット等）
- （イ）過去1か月以内（業務提案書提出日基準）に発行された法人登記簿謄本または事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの） ※写し可
- キ 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けている場合） 各1部
- （ア）「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- （イ）次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- （ウ）高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- （エ）障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- （オ）障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- （カ）「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- （キ）障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- （ク）「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- （ケ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- （コ）環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、
- ①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し
 - ① 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・

登録

- ③ 特定非営利活動法人K E S環境機構の実施するK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

8 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票（様式任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはF A Xにより、「12 担当部署」に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和8年4月28日（火曜日）17時

(3) 回答方法

参加申込書を提出した者全員に、電子メールまたはF A Xで質問および回答の内容を提供するとともに、県ホームページに質問および回答の内容を掲載する。

(4) 回答期日

令和8年5月11日（月曜日）17時を目途に回答する。

9 業務提案書等の提出

(1) 提出方法

「12 担当部署」に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金曜日）17時

(3) 提出書類

様式8から12については、別紙「提出書類記載要領」により作成すること。

- ア 見積書（様式8） 5部
- イ 業務提案書（様式9） 1部
- ウ 業務実施方針（様式10） 5部
- エ 提案テーマ1（様式11） 5部
- オ 提案テーマ2（様式12） 5部

10 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

発注者が設置する審査委員会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された業務提案書等およびプレゼンテーションの審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない

なお、総合点が最も高い者が複数あった場合、委員長の審査結果が上位の者を契約予定者とする。

(2) 審査委員会

発注者において、4名の委員をもって設置する。

(3) 審査方法

- ア 受託者の選定は、客観的評価と業務提案書評価により行う。
- イ 客観的評価は、担当部署が提出書類を基に参加者の審査を行う。
- ウ 業務提案評価は、審査委員会が業務提案書等およびプレゼンテーション、ヒアリングにより審査を行う。
- エ 客観的評価と業務提案書評価に配分する得点は次のとおりとする。

評価項目	評価配点	比重	備考
客観的評価	120点	30%	
業務提案評価	280点	70%	70点×4人
総合計	400点	100%	

- オ 評価項目および評価点の詳細は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。
- カ 審査委員会は、評価点総合計が最も高い者を最優秀者、次に高い者を優秀者として選定する。
- キ 業務提案書が6者以上から提出された場合は、審査委員会が客観的評価の得点が高い上位5者に対して業務提案評価を行うこととし、その対象の可否はヒアリング実施日までに文書にて通知する。
- ク その他、不測の事態が生じた場合は、審査委員会の判断により協議の上決定する。

(4) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの日時および場所は、参加者に別途通知する。なお、令和8年5月27日（水曜日）、滋賀県立総合病院を予定している。また、プレゼンテーションの会場には、発注者において、HDMI接続可能なプロジェクターまたは大型モニターを準備する。
- イ 出席者は、本業務を担当する管理技術者、主任技術者（建築総合）を必須とし、その他各分野の主任技術者の中から選出した者と合わせて計4名以内とする。
- ウ 業務提案書の受付順にプレゼンテーションを実施する。業務提案の説明および審査委員会の質疑に対する回答は、管理技術者および主任技術者（建築総合）が主に行うこと。
プレゼンテーションは提出書類により行うこととし、追加資料の提出（求められた場合は除く）は認めない。
- エ プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

(5) 審査結果

審査結果については、プロポーザル参加者に対して文書で通知を行う。なお、審査結果への異議申立は受け付けない。

11 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書、業務提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 参加申込書、業務提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 参加申込書、業務提案書等および契約手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 提出書類等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (6) 契約額は、業務提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、契約予定者との協議により委託仕様書を確定した後に、見積を徴取して決定する。なお、この協議が不調に終わ

った場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。

(7) 委託業務における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と受託者が協議の上、変更できるものとする。

(8) 本業務を受託した者およびこれと資本関係または人的関係のある者は、本業務にかかる基本設計業務、実施設計業務および建設工事の入札に参加することはできない。

※ 資本関係とは、①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号。以下同じ）と子会社（同法同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、および②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※ 人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合および③滋賀県入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

(9) 受託者は、発注者が新病院建設に関わり、別途、業務委託（予定含む。）する設計事務所、コンサルティング会社、医療情報システムベンダー等との協議、協力の上、業務を行うこと。

(10) 本プロポーザルにおいては、配置予定技術者（特に管理技術者および主任技術者（建築総合））の次の能力を高く評価する。

- ① 建設費用に対する理解力
- ② 発注者への積極的な提案力
- ③ 意見調整能力およびコミュニケーション能力
- ④ 用途が病院のCM業務実績

(11) その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、同法施行令（昭和27年政令第403号）およびその他関係法令ならびに滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）、滋賀県財務規則、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）およびその他滋賀県・滋賀県病院事業庁が制定する関係例規に従うものとする。

（参考）スケジュール

令和8年4月15日（水曜日）	公告
令和8年4月28日（火曜日）	質問および参加申込書の提出期限
令和8年5月11日（月曜日）	質問に対する回答
令和8年5月22日（金曜日）	業務提案書の提出期限
令和8年5月27日（水曜日）	審査会・プレゼンテーション
令和8年5月28日（木曜日）	結果の通知

12 担当部署

滋賀県立総合病院病院整備推進室

〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4番30号

TEL 077-582-5051、FAX 077-582-5931、電子メール nb01@pref.shiga.lg.jp